

2009 年 11 月 18 日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15樓62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



R&D 機構の設備調達に伴う
税収優遇政策

2009 年 10 月 10 日付で財政部・税関総署・国家税務総局より共同で《R&D 機構の設備調達の税収政策に関する通知》(財税[2009]115 号) が公布され、2009 年 7 月 1 日より 2010 年 12 月 31 日の期間において執行されることになりました。

科学研究及び技術開発を奨励することを目的としており、外資 R&D センターの輸入科学技術開発用品に対し輸入税収を徴収免除すること、また内資・外資 R&D 機構の国産設備調達に対し増徴税を全額還付するという内容が盛り込まれております。今回の通知においては適用条件が定められておりますが、その審査や管理方法について別途制定されることになっております。なお、ここでいうところの設備とは、科学研究、教育及び科学技術開発のために必要な条件を提供する実験設備、装置及び器械（パイロットテスト設備は含まず）で、具体的には、①実験環境方面、②サンプル調製設備及び装置、③実験室専用設備、が含まれます。

主なポイントは次のとおりです。

1. 科学技術開発用品輸入税収徴収免除

外資 R&D センターは《科学技術開発用品輸入税収徴収免除暫行規定》(2007 年 2 月施行) を適用して輸入税収の徴収を免除を受けることができますが、設立日に応じそれぞれ満たすべき条件が以下のように異なります。

外資 R&D センター 設立時期	条件			
2009年9月30日以 前に設立	1	R&D 費用標準	新設で2年未満の外資 R&D センターで独立 法人としての場合	投資総額が500万米ド ル以上。
			会社に付設された部門 または分公司としての 場合	R&D 総投入額が500 万米ドル以上。
			設立から2年以上の外 資 R&D センター	企業の R&D 経費の年 支出額が1000萬元以 上。
	2	専門研究職、テストリサーチ職は90人以上。		
	3	設立以来購入した設備原価の価格累計は1,000萬元以上。		
2009年10月1日以 降に設立	1	R&D 費用標準	独立法人としての場合	投資総額が800万米ド ル以上。
			会社に付設された部門 または分公司の場合	R&D 総投入が800万 米ドル以上。
	2	専門研究職、テストリサーチ職が150人以上。		
	3	設立以来購入した設備原価の価格累計が2,000萬元以上。		

2. 国産設備調達の増値税全額還付政策

国産設備調達の増値税全額還付政策を適用する内資・外資 R&D 機構には2007年2月に施行された《科学技術開発用品輸入税収徴収免除暫行規定》が規定する科学研究、技術開発機構、同じく2007年2月に施行された《科学研究及び教育用品輸入税収徴収免除規定》が規定する科学研究機構及び学校、及び本通知で規定する条件に合致する外資 R&D センター、が含まれます。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。